

保坂議員の質問に対する金森初等中等局長の答弁について

不起立教員処分の全国状況について問い質した保坂議員の質問に対して、金森初等中等局長が、

(1)不起立教員処分をしている教育委員会は、17都道府県・市ある。

(2)不起立で停職処分をしている教育委員会は、東京都、大阪府、広島市である。

と答弁したが、これは事実かという問い合わせがありました。

結論から言うと、金森局長の答弁には、スリ替えがあります。

保坂議員は、「不起立を理由に懲戒処分を行っている教育委員会はどこか」「不起立を理由に停職処分を行っている教育委員会はどこか」と質問しているのに金森局長は、「国旗・国歌の取り扱いに係わる懲戒（停職）処分」とすりかえて答弁しているのです。

「取り扱いに係わる…」とすると、引き下ろしなどの実力行使や式場内抗議（不規則発言）なども当然含まれることになり、厳密に参照していませんが、それらを含めば、17教委というのはおそらく正しいのでしょう。

しかし、不起立を理由に教員処分をしている教育委員会は、（国旗・国歌法がされた99年度以降に限定すれば）、北九州市、広島県、広島市、鳥取県、東京都、新潟県だけです。これは、文科省の各年度の教職員関係調査統計資料の「国旗掲揚、国歌斉唱の取り扱いに係わる懲戒処分等の状況一覧」の「処分理由」欄を参照しても明らかなことです。

なお、保坂議員の質問にいう「不起立を理由に」というのは、正確にいうと、「国歌斉唱時に起立することを命ずる職務命令が出され、それに違反したことを理由に」ということです。東京都も、不起立自体を処分理由としている訳ではありません。事務方として正確を期したいのであれば、質問の趣旨を確認した上で答弁すべきであるのに、金森局長答弁は、不起立処分の突出性を隠蔽するために意図的にすり替えを行っている訳です。

同様に、不起立を理由とする停職処分についても、事実は、東京都だけなのに、金森局長答弁では、大阪府と広島市を付け加えています。

大阪府の停職処分とは、00.2.29付のもので、国旗掲揚妨害の事案です。

広島市の停職処分とは、00.10.6付のもので、体育祭での引き下ろし、再度の掲揚に対する再度の引き下ろしという事案です。

なお、これ以外にも、広島県で、06.7.14付で、「平成16年入学式から平成18年入学式まで、国歌斉唱時の不起立者確認の指示を怠ったこと及び教育委員会への虚偽報告」を理由とする停職処分が校長に対して出されています。

以上